

注意 接骨院・整骨院へのかかり方

ご存知ですか？

接骨院・整骨院で施術を受けるとき、健康保険が使える場合と使えない場合があります。

接骨院や整骨院で施術を受ける場合、捻挫・打撲・肉離れ（挫傷）などの特定の負傷に限り、健康保険が使えます。

接骨院・整骨院は、健康保険が使える場合と使えない場合があることをよく理解した上で利用しましょう。

健康保険が「使える場合」

骨折・脱臼への施術

（応急手当をする場合を除き、医師の同意が必要です。）

捻挫・打撲・挫傷（肉ばなれ）と、医師や柔道整復師に診断または判断され、施術を受けたとき

骨・筋肉・関節のケガや痛みで、負傷原因がはっきりしているもの

（例：日常生活で、足首を捻ったりして急に痛みがでたときなど）

健康保険が「使えない場合」

単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労

労災保険が適用となる仕事中や通勤途上の負傷

症状の改善が見られない長期の施術

医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急手当を除きます。）

脳疾患後遺症などの慢性病や内科的原因による疾患への施術

保険医療機関（病院等）において同じ負傷等で治療中のもの

（負傷の状態の確認のための、診察・検査の受診は除きます。）

※健康保険の対象となるか判断できない場合は、かかりつけ医師や柔道整復師に相談しましょう。

裏面に「柔道整復師の施術を受ける際の注意点」を記載しております。

ご確認いただき、接骨院・整骨院を正しく利用しましょう。